

通所介護（介護予防通所介護）サービス重要事項説明書

＜平成28年4月1日から適用＞

（介護予防）通所介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人福寿会
事業者の所在地	富山県 南砺市 松原678-1
代表者名	理事長 田中 幹夫
電話番号	0763-23-2910

2 利用施設（指定通所介護事業所）

富山県指定	平成11年12月1日指定 第1672000153号
施設の名称及び所在地等	デイサービスセンターいなみ 0763-82-7030 富山県 南砺市 井波1310番地1
事業所長（管理者）	所長 得永 俊一
建物の敷地	2,500㎡（内、延べ床面積 889.67㎡）
建物の構造	鉄筋コンクリート造（耐火建築）
利用定員	40名

3 事業目的

事業者は、介護保険法関係法令の定めるところにより、利用者に対し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供します。

（介護予防）通所介護 （提供場所 デイサービスセンターいなみ）

4 運営方針

- 1) 本事業において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨、及び内容に沿ったものとする。
- 2) 通所介護の提供にあたっては利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを適確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 3) 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明するものとする。
- 4) 適切な介護技術をもってサービスを提供するものとする。
- 5) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- 6) 居宅サービス計画に沿った通所介護を提供するものとする。
- 7) 介護予防事業については、心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助

を行う。

- 8) 関係市、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 職員体制（主たる職員）

当事業所では、（介護予防）通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤（人）		非常勤（人）		常勤換算（人）	指定基準（人）
	専従	兼務	専従	兼務		
1. 事業所長（管理者）		1			1	（兼務） 1
2. 副所長		1			1	
3. 介護職員	5	2			6	6
4. 生活相談員	1	2			1	1
5. 看護職員	1				1	1
6. 機能訓練指導員	1				1	1
7. 介護支援専門員						
8. 医師（嘱託）						
9. 管理栄養士						

※機能訓練指導員を配置していない場合は、個別機能訓練加算をいたしません。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

6 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、祝日及び12月29日～1月3日までの年末年始を除く
受付時間	8時15分～17時00分
サービス提供時間帯	9時00分～16時30分（標準的なサービス提供時間帯）

7 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、次の場合があります。

- | |
|------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額を負担いただく場合 |

○介護保険給付対象サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none">・ 食事時間：昼食 午後0時00分～午後1時00分・ 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。・ 喫茶時間： 午後3時20分～午後3時40分 簡単な菓子・果物等の提供と水分補給を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none">・ 入浴又は清拭を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり等で座位のとれない方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。 <p>午前9時00分～11時45分 (入浴の開始は11時20分までとなります)</p>
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	看護職員が健康管理を行います。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 必要な方に対して、送迎を行います。 <p>午前8時00分～9時00分 午後4時30分以降 (午前8時00分前と午後5時以降は家族送迎となります)</p>

○ 通所介護費 : 介護保険適用時は通常1割または所得に応じて2割負担となります。

1) 大規模型通所介護費(Ⅰ) : 1月あたりの平均利用者数が750人超900人以下の事業所

(1) 利用時間3時間以上5時間未満の場合 (1日利用分の料金)

介護度区分	通所介護費	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要介護1	3,740円	3,366円	374円	2,992円	748円
要介護2	4,290円	3,861円	429円	3,432円	858円
要介護3	4,850円	4,365円	485円	3,880円	970円
要介護4	5,390円	4,851円	539円	4,312円	1,078円
要介護5	5,950円	5,355円	595円	4,760円	1,190円

(2) 利用時間5時間以上7時間未満の場合 (1日利用分の料金)

介護度区分	通所介護費	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要介護1	5,620円	5,058円	562円	4,496円	1,124円
要介護2	6,650円	5,985円	665円	5,320円	1,330円
要介護3	7,670円	6,903円	767円	6,136円	1,534円
要介護4	8,690円	7,821円	869円	6,952円	1,738円
要介護5	9,710円	8,739円	971円	7,768円	1,942円

(3) 利用時間7時間以上9時間未満の場合 (1日利用分の料金) (注: 標準利用時間帯)

介護度区分	通所介護費	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要介護1	6,450円	5,805円	645円	5,160円	1,290円
要介護2	7,620円	6,858円	762円	6,096円	1,524円
要介護3	8,830円	7,947円	883円	7,064円	1,766円
要介護4	10,040円	9,036円	1,004円	8,032円	2,008円
要介護5	11,250円	10,125円	1,125円	9,000円	2,250円

※ ※利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わなかった場合、上記の単位数から、片道につき 47 単位が減算されます。

○ 介護予防通所介護費

(月単位料金、送迎・入浴は基本料金に含まれます)

介護度区分	予防通所介護費	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要支援1	16,470円	14,823円	1,647円	13,176円	3,294円
要支援2	33,770円	30,393円	3,377円	27,016円	6,754円

※ 料金設定の基本時間は、居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

注：介護予防通所介護の利用者一部負担額は、基本的に月単位での計算となります。

ただし、月途中で要支援・要介護度区分が変更となり、要支援から要介護へ変更となった、あるいは要介護から要支援へ変更となった場合は、日割り計算を行います。また、同一保険者内で転居等により事業所を変更した場合も、日割り計算となります。

2) 施設の体制によって加算される料金

○ サービス提供体制強化加算(I)イ

施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上の場合、加算されます。(要介護の方は日額、要支援の方は月額)

要介護 1～5 の方 (日額)

サービス提供体制 強化加算(I)イ	料金額 (1日あたり)	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要介護 1～5	180円	162円	18円	144円	36円

要支援 1、2 の方 (月額)

サービス提供体制 強化加算(I)イ	料金額 (1月あたり)	介護保険 給付分	利用者負 担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要支援 1	720円	648円	72円	576円	144円
要支援 2	1,440円	1,296円	144円	1,152円	288円

○ サービス提供体制強化加算(I)ロ

施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上の場合、加算されます。(要介護の方は日額、要支援の方は月額)

要介護 1～5 の方 (日額)

サービス提供体制 強化加算(I)ロ	料金額 (1日あたり)	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要介護 1～5	120円	108円	12円	96円	24円

要支援1、2の方（月額）

サービス提供体制 強化加算(I)ロ	料金額 (1月あたり)	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要支援1	480円	432円	48円	384円	96円
要支援2	960円	864円	96円	768円	192円

○ 中重度者ケア体制加算（要介護の方のみ）

要介護度3以上の利用者の占める割合が、全体の30%以上であり、看護職員を1名以上配置し、かつ所定の員数より介護職員または看護職員を常勤換算法で2以上確保している場合に加算されます。

中重度者ケア体制加算	料金額 (1日あたり)	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要介護1～5	450円	405円	45円	360円	90円

3) サービスを利用された場合、加算される料金

○ 入浴介助加算（要介護の方のみ）

利用者の方に対して入浴介助を行った場合、加算されます。
この場合の介助には「見守りの援助」を含みます。

入浴介助加算	料金額 (1日あたり)	介護保険 給付分	利用者 負担分	介護保険 給付分	利用者 負担分
		9割	1割	8割	2割
要介護1～5	500円	450円	50円	400円	100円

4) サービスの提供によって加算される料金（以下、要介護・要支援共通）

○ 中山間地域等提供加算：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

下記「11 通常の事業の実施地域」を超えて中山間地域等へ居住する利用者の方へ、通所介護サービスを提供した場合、通所介護費の5%が加算されます。

計算式：利用月の通所介護費の合計単位数×5%＝加算単位数(少数点以下四捨五入)

：加算単位数×¥10＝加算利用料金（介護保険給付分9割または8割・利用者負担分1割または2割）

注記1：富山県は全域が中山間地域等に該当します。

注記2：中山間地域等提供加算は下記の区分支給限度基準額の対象外となります。

注：支給限度額を超えたサービスの利用

その月にご利用になられた居宅サービスのサービス単位数の合計が、介護保険証に記載された区分支給限度基準額（保険対象費用の上限）を超過した場合、超過した単位数についてのサービス費用は利用者の方の全額負担となります。

5) 介護職員の処遇改善に関して加算される料金

○ 介護職員処遇改善加算(I)

大規模型通所介護費(I)、各種加算等算定した額の1000分の40に相当する額が加算されます。

○介護保険対象外サービス：サービス提供上の便宜となるもの

①食費 600円

②おむつ代等 自宅から持参を原則としますが、不足が生じた場合は実費を頂きます。

上記の他、通所介護中に提供したサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費を頂きます。

○理髪

理髪店の出張による理髪サービスを実費にて、ご利用いただけます。

8 サービス利用料金の支払い

- (1) 利用者は、要介護度に応じて所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス料金の1割または2割）を事業者を支払うものとします。
- (2) 前項の他、利用者は食費及び諸費用の実費を事業者を支払うものとします。
- (3) サービスに関する利用料金は、翌月25日（その日が金融機関休業日の場合はその前日）に利用者の口座から自動口座引き落としとなります。

9 医療費控除

通所介護サービスの介護保険一部負担額が医療費控除の対象となるのは、同じ月に、次に掲げる医療系介護保険居宅サービスが、居宅サービス計画に基づいて利用されていた場合のみです。（そうではない場合、その月は対象となりません）

イ 訪問看護

ロ 訪問リハビリテーション

ハ 居宅療養管理指導

ニ 通所リハビリテーション

ホ 短期入所療養介護

注) イについては、高齢者の医療の確保に関する法律及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む

10 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	サービス利用料金の5割 (介護保険は適用されません)

通常の事業の実施地域

南砺市の旧井波町区域内

11 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 山道 克美 小西 由美 直井 勇介

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南砺市地域包括課 長寿介護係	所在地 (〒939-1898) 富山県 南砺市 蛇喰 1009 電話番号 0763-23-2034・FAX 0763-64-2550 受付時間 8:30~17:00
砺波地方介護保険組合	所在地 (〒939-1392) 富山県 砺波市 栄町7番3号 電話番号 0763-34-8333・FAX 0763-34-8334 受付時間 8:30~17:00
富山県 国民健康保険団体連合会	所在地 (〒930-8538) 富山県 富山市 下野字豆田 995 番地の 3 電話番号 076-431-9833・FAX 076-431-9834 受付時間 8:30~17:00
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 (〒930-0094) 富山県 富山市 安住町5番21号 電話番号 076-432-3280 受付時間 9:00~16:00

12 非常災害対策

事業所長は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策を立て、少なくとも年2回以上の利用者及び職員による防火及び避難訓練を行います。

13 緊急時における対応方法

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに利用者の主治医等に連絡をとり、指示を得て対処します。

14 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(2) 利用者に対する通所介護サービスの提供により本事業所の責めに帰すべき事由による賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとします。

(注) 施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。

15 サービス利用にあたっての注意点

以下の物は、ご持参下さい。

- ・着替え
- ・オムツ・紙パンツ・パット等（施設にも用意はございます）
- ・内服薬
- ・処置用の薬剤等外用薬
- ・その他身の回り品
- ・スリッパ以外の内履きを利用される場合はご持参ください。

タオル・バスタオル・スポンジ・石鹸等は施設で用意してあります。

持ち物が分からなくなる方は、持ち物に名前を書いてください。

貴重品等、高額なものは持参しないでください。紛失した場合、責任を負いかねます。

危険物、ペット等の生き物は持ち込まれないでください。

祝祭日等がある週は、ご利用予定日数を変更する場合があります。

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名_____氏名_____）から上記重要事項の説明を受け、内容を理解した上で同意いたします。

平成_____年_____月_____日

利用者 (甲)	住所	〒 _____			
	氏名				
	電話番号	() _____	FAX	() _____	
	私（代理人）は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私（代理人）は、本人の意思を確認しました。				
	代理人	本人との関係		署名を代行した理由	
		住所	〒 _____		
		氏名			
電話番号	() _____	FAX	() _____		

事業者 (乙)	当事業者は、指定通所介護事業者として甲の申込を受諾し、この重要事項説明書に定める（介護予防）通所介護サービスを誠実に責任を持って行います。			
	所在地	〒939-1518 富山県南砺市松原678番地1		
	名称	社会福祉法人福寿会		
	代表者名	理事長 田中 幹夫		
	電話番号	(0763) 23-2910	FAX	(0763) 23-2911